

令和 7 年度地域版ぎふ木育プログラム開発事業提案募集要項

岐 阜 県

1 事業の目的

岐阜県では、県内の豊かな森林を守り次代につなげていくために、森や木に親しみ、学び、行動する人を育てていく「ぎふ木育」を推進しています。

これまで県内各地の保育園、幼稚園、小学校等の施設で、どこでも実施可能なパッケージ化したぎふ木育プログラムを実施してきたほか、「ぎふ木遊館」や「森林総合教育センター（morinos）」でぎふ木育プログラムを開発・実施してきました。

一方で、「ぎふ木育」を全県展開し各地域に根付かせるためには、「地域の自然、伝統、森や木の文化とのつながりを活かした地域独自の特色あるプログラム（以下「地域プログラム」という。）」の開発が必要です。

当事業では、各地域で活動する「ぎふ木育」に関わる実践者からの提案を受け、効果が期待されるものについて県から委託することにより、今後、各地域で活用することのできる新たな地域プログラムを試行・開発することを目的とします。

2 応募者

本事業に応募できる者（以下「応募者」という。）は、県内在住の個人、県内に事務所又は事業所を有する法人及び団体とし、次の全てに該当するものとする。

- （１）事業の趣旨・目的を十分に理解し、その普及活動に積極的に協力することができること。
- （２）宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- （３）特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団または暴力団員の統制下でないこと。
- （５）次のアからエまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

エ 応募者が消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）

がある者又は、県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者

（６）実施事業の公表に異議がないこと。

3 募集する提案

（１）事業の内容

「ぎふ木育」の推進に資するものであって、「ぎふ木育３０年ビジョン」に沿った地域プログラムの試行・開発とする。なお、令和７年度は、新たなぎふ木遊館サテライト施設の整備を見据え、西濃圏域または中濃圏域の地域プログラムを募集する。

地域プログラムの試行・開発には、教材として使用する木のおもちゃや木製品キット等（以下「教材」という。）の試行・開発も含むが、地域プログラムの一部として企画すること。

（２）事業実施の条件

企画案に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれる場合には、応募者の責任において、その著作物等について著作権者等から応募のための複製等の利用許諾を得るものとする。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とする。

（３）委託金額

１件あたりの事業費は５００千円（税込）を上限とする。

なお、１応募者あたりの提案数は１件を上限とする。

（４）委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、提案のあったプログラムの試行・開発に要する経費であって、別紙１に掲げるものとする。企画提案書の作成・応募に要する経費等は、全て応募者が負担するものとする。

（５）実施期間

本事業として実施する取組みは、特別な事情があるものを除き原則として、令和８年２月１３日（金）までに事業完了可能なものとする。

4 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提案書類一式を提出すること。なお、提案書類は、原則として返却しない。

①企画提案書（様式１）

②概算見積額（様式２）

③補足資料として、その他提案を補足する資料を添付することができる（様式自由）

5 募集期間・提出方法

（１）募集期間

募集開始の日から令和７年７月１４日（月）正午まで

（２）提出方法

提出書類は「１２ 提出先・問い合わせ先」に電子メールまたは郵送により提出すること

と。なお、締切日までに提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに連絡するとともに、変更後の提案書類を提出すること。

(3) 募集要項に関する質問書の受付及び回答の公表

提案募集にあたって質問事項がある場合は、令和7年6月27日（金）の正午までに、質問書（様式3）を「12 提出先・問い合わせ先」に、郵送または電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word）を添付し提出すること。

なお、質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、森林活用推進課のホームページ上にて公開する。

6 応募に際しての注意事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合（郵送の場合は消印有効）
- ②提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本要項に違反すると認められる場合
- ⑤その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合

7 審査及び選定基準

(1) 審査

- ①提案書の審査は、「令和7年度地域版ぎふ木育プログラム開発事業委託業務」提案審査会議（以下「審査会議」という。）が行う。
- ②審査会議の結果に基づいて予算の範囲内で委託締結しようとする候補者（以下「委託先候補者」という。）を決定する。

(2) 選定基準

別紙2「令和7年度地域版ぎふ木育プログラム開発事業委託業務審査項目及び審査内容」のとおり。

(3) 提案内容の確認・修正

審査及び選定は提出された提案書及びヒアリング等に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼することがある。

また、委託先候補者の決定後、審査会議の意見等を踏まえ、必要に応じて契約締結時までに県と委託先候補者との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査会議の結果は、全ての応募者に対して通知する。

8 契約の締結

(1) 契約の相手方の可否

県は、委託先候補者を契約の相手方とすることの可否について審査し、決定する。

(2) 見積書の徴収及び契約の締結

県は（1）で決定した契約相手から見積書を徴収のうえ、委託契約を締結する。

9 成果報告書の提出・事業完了

委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）は、契約終了にあたり、事業成果を記載した「成果報告書（様式４）」及び開発したプログラムで使用する教材等を提出すること。

（１）提出方法

「１２ 提出先・問い合わせ先」に電子メールまたは郵送により提出すること。

（２）提出期限

令和８年２月１３日（金）

※ただし、特別な事情があると県が認めた事業はこの限りではない。

（３）成果報告書の公表

成果報告書の内容については、今後の地域での普及を目的として、外部に公表するものとする。

１０ 成果報告内容の取扱い

（１）成果報告内容の著作権

成果報告内容（開発した教材を含む）の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８条）第２１条から第２８条までに規定する権利をいいます。）は、受託者に帰属する。

（２）成果報告内容の利用

県は、成果報告内容を次のアからウに掲げる利用目的に利用できるものとする。その際、受託者の氏名の表示をしない。また、県が企画提案内容の内容・表現に変更を加える場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

ア 成果報告内容を県のホームページに掲載すること。

イ 成果報告内容を、県が実施する会議などの資料へ複製し、関係者に対して説明及び上映並びに配布すること。

ウ 県が実施するぎふ木育教室、緑と水の子ども会議、イベント等で成果報告内容を体験する機会を設けること。

１１ 留意事項

（１）業務の一括委託の禁止

受託者は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（２）個人情報の保護

受託者は、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、その取扱いに充分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

（３）守秘義務

受託者は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

１２ 提出先・問い合わせ先

岐阜県林政部森林活用推進課 木育推進係 担当者：畑中
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1（県庁 14 階）
TEL：058-272-8821

FAX : 058-278-2702

E-mail : c11513@pref.gifu.lg.jp

別紙 1（募集要項 3（4）関係）

〈委託事業の対象経費〉

経費区分	対象となる内容
人件費	試行・開発及び成果報告書作成に要する人件費
専門家等謝金	試行・開発に必要な専門家等に支払う報償費及び費用弁償
原材料費	試行・開発に必要な原材料及び資材の購入に要する経費。木材を使用する場合は、岐阜県産材（原則ぎふ証明材）を使用すること。
消耗品費	試行・開発に必要な消耗品の購入に要する経費 ※取得価格が5万円以下（消費税込み）または使用可能期間（耐用年数）が1年未満のものをいう。 ※汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外。（例：事務用プリンタ・パソコン・USBなど）
外注費	試行・開発に必要なデザイン、調査、原材料の加工等を外注する場合に要する経費
使用料	資機材のレンタル料、会議室等の使用料
旅費	県及び外注先との打合せや試行等に発生する交通費
役務費	通信運搬費
その他経費	上記以外の試行・開発に必要な経費

【注意事項】

※ 試行・開発は、必ず岐阜県との委託契約締結後に開始すること。

※ 企画提案書の作成・応募に要する経費は応募者の負担とする。

別紙 2（募集要項 7（2）関係）

令和 7 年度地域版ぎふ木育プログラム開発事業委託業務審査項目及び審査内容

審査項目及び審査内容		配点
1 提案内容		
(1) 有効性		
①	地域の自然、伝統、森や木の文化とのつながりがある内容か。	20点
②	新たな着眼点、アイデア、工夫、独創性があるか。	30点
(2) 適合性		
①	ぎふ木育30年ビジョンに示したステップ1～6のつながりを意識した内容であるか（特定のステップだけを提供する内容となっていないか）。	10点
②	想定する対象者の世代や属性と内容がマッチしているか	10点
(3) 普及性		
①	プログラム等のねらい、魅力等が伝わる表現内容か。	10点
②	実施に際し、障害となる課題はないか。 課題がある場合は、その解決策が示されているか。	10点
2 事業を適正かつ確実に実施する能力		
(4) 事業の実施体制 事業の実施に必要な実施体制を整えているか。また、スケジュールは妥当かつ現実的なものか。		5点
(5) 事業費の妥当性 概算見積額の積算には妥当な支出項目が形状されているか。		5点
合計（評価点）		100点

※審査会議における各構成員の評価点の平均が基準点（60点）に満たないときは、契約候補者の対象としない。